

交通安全

自転車利用者のみなさんへ

自転車の正しいルールを知っているか!?

自転車安全利用五則



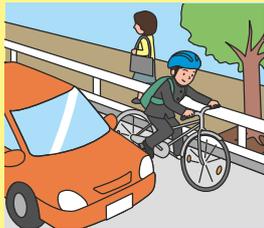
自転車は道路交通法上の「軽車両」で車の仲間です。(令和4年11月1日 中央交通安全対策会議交通対策本部決定)
車と同じように、運転する人が守らなければならない交通ルールがあります。

©DLE

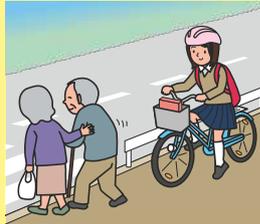
島根県観光キャラクターしまねっこ
鳥獣害対策課8062号

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

自転車は、歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。
車道を通行する場合は、左側に寄って通行しなければなりません。



普通自転車は、歩道を通行できる場合、車道寄り部分にすぐに停止できる速度で通行します。
歩行者の通行を妨げるときは一時停止しなければなりません。



普通自転車が例外的に歩道を通行できる場合

- 「普通自転車歩道通行可」の標識や標示がある
- 子ども(13歳未満)、高齢者(70歳以上)、体の不自由な人が運転している
- 通行の安全確保のためにやむを得ない
 - ◆道路工事をしている
 - ◆駐車車両が続いている
 - ◆交通量が多く道幅が狭いなど



罰則 3ヵ月以下の懲役または5万円以下の罰金

罰則 2万円以下の罰金または料料

※普通自転車とは、車体の大きさや構造が一定の基準に適合する自転車で、他の車両をけん引していないものをいいます。

2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

自転車は、対面する車両用信号に従うのが原則です。「歩行者・自転車専用」と表示されている信号機がある場合や横断歩道を通行する場合*は、歩行者用信号機に従わなければなりません。



道路標識等により、一時停止すべきとされている場所では、必ず一時停止し、安全を確認しましょう。



*自転車横断帯がある場合は、横断歩道ではなく自転車横断帯を通行しなければなりません。

罰則 3ヵ月以下の懲役または5万円以下の罰金等

3 夜間はライトを点灯

歩行者や車に自転車の存在を知らせるためにも、夕暮れ時から早めにライトを点灯し、反射材を積極的に活用しましょう。



罰則 5万円以下の罰金

4 飲酒運転は禁止

自転車は車の仲間なので、飲酒運転は禁止です。お酒を飲んだら絶対に運転してはいけません。



罰則 5年以下の懲役または100万円以下の罰金

5 ヘルメットを着用

自転車を利用するすべての人は、乗車用ヘルメットを着用するように努めなければなりません。子どもが自転車を利用するときは、その保護者が子どもに乗車用ヘルメットを着用させましょう。



ヘルメットはあなたの命を守ります!

ヘルメット非着用で自転車事故により亡くなった人の約6割は頭部を損傷しています。また、ヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比べて約2.4倍も高くなっています。自転車事故による被害を軽減するためには、頭部を守ることが大変重要です。ヘルメットは努めてSGマークなどの安全性を示すマークの付いたものをえらびましょう。(平成25年～令和4年全国合計)

◆自転車乗用中のヘルメット着用状況別の致死率 (警察庁資料より)



※致死率とは死傷者のうち死者の占める割合をいう。

自転車保険に加入しましょう!

～自転車保険の例～

●TSマーク制度

TSマークは、自転車安全整備士が普通自転車を点検・整備したときに貼付されるマークで、このマークが貼付される自転車には、傷害保険及び賠償責任保険が付加されます。

補償内容	傷害補償	賠償責任補償
●死亡 ●重度後遺障害(1～4級) ●入院加療15日以上の傷害	一律 100万円	●死亡 ●重度後遺障害(1～7級) 限度額 1億円

第二種点検整備済 TSマーク(赤マーク)



点検月日から1年間有効

●サイクル安心保険

全日本交通安全協会の自転車保険制度
詳細は下記を検索、または右のQRコードから

全日本交通安全協会 自転車会員 検索



点字ブロックの上やその周囲、他の人や車の迷惑となる場所に自転車を置かないようにしましょう!

島根県・島根県警察本部